明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○身体障害者補助犬法第十六条に規定する業務を行う者を指定する省令の一部を改正する省令（厚生労働一〇〇）　一

○医師法施行規則の一部を改正する省令（同一〇一）　四

○港則法施行規則の一部を改正する省令（国土交通四五）　一

〔官庁報告〕

国家試験

第六十三回診療放射線技師国家試験の施行（厚生労働省）　五

診療放射線技師試験委員の公告（同）　六

第五十七回臨床検査技師国家試験の施行（同）　七

臨床検査技師試験委員の公告（同）　八

第四十六回理学療法士国家試験の施行（同）　一〇

第四十六回作業療法士国家試験の施行（同）　一

理学療法士作業療法士試験委員の公告（同）　二

第四十一回視能訓練士国家試験の施行（同）　二

第十三回言語聴覚士国家試験の施行（同）　二

言語聴覚士試験委員の公告（同）　二

第二十回歯科衛生士国家試験の施行（同）　二

歯科衛生士試験委員の公告（同）　二

第十九回柔道整復師国家試験の施行（同）　二

柔道整復師試験委員の公告（同）　二

第二十四回臨床工学技士国家試験の施行（同）　二

臨床工学技士試験委員の公告（同）　二

第十九回あん摩マッサージ指圧師国家試験の施行（同）　二

第十九回はり師国家試験の施行（同）　二

第十九回きゅう師国家試験の施行（同）　二

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師国家試験委員の公告（同）　二

第二十四回義肢装具士国家試験の施行（同）　二

義肢装具士試験委員の公告（同）　二

〔公　告〕

諸事項

官庁

適格機関投資家関係　二

裁判所

破産、免責、再生関係　二

特殊法人等

東日本高速道路株式会社高速道路工事一部完了、プログラムの著作物に係る登録、高圧ガス保安協会平成二十一事業年度決算報告書及び財務諸表の概要関係　二

地方公共団体

公債償還（東京都区）、解散命令、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　二

会社その他

会社決算公告　二

省令

○厚生労働省令第百号

身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第十五条第一項の規定に基づき、身体障害者補助犬法第十六条に規定する業務を行う者を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年九月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

身体障害者補助犬法第十六条に規定する業務を行う者を指定する省令の一部を改正する省令

身体障害者補助犬法第十六条に規定する業務を行う者を指定する省令（平成十五年厚生労働省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

表中「長野県上伊那郡宮田村三二〇〇番地二」を「長野県上伊那郡宮田村七〇三〇番地一」に、「社会福祉法人アシスタンスドッグ協会」を「社会福祉法人日本介助犬福祉協会」に、

介助犬	社会福祉事業団

を

介助犬	社会福祉事業団
介助犬	公益財団法人日本補助犬協会

に、

聴導犬	千葉県千葉市緑区誉田町一丁目四五番二	平成十九年九月七日
聴導犬	神奈川県横浜市旭区矢指町一九五四番地の一	平成二十二年九月一日

を

聴導犬	千葉県千葉市緑区誉田町一丁目四五番二	平成十九年九月七日
聴導犬	神奈川県横浜市旭区矢指町一九五四番地の一	平成二十二年九月一日

に、

聴導犬	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	兵庫県神戸市西区曙町一〇七〇番地
聴導犬	公益財団法人日本補助犬協会	神奈川県横浜市旭区矢指町一九五四番地の一

を

聴導犬	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	兵庫県神戸市西区曙町一〇七〇番地
聴導犬	公益財団法人日本補助犬協会	神奈川県横浜市旭区矢指町一九五四番地の一

に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百一号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第六条第三項の規定に基づき、医師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年九月一日

厚生労働大臣　長妻　昭

医師法施行規則の一部を改正する省令

医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。